

枚方市規則第 12 号

新型コロナウイルス感染症による影響を受けた者に係る令和3年度分の国民健康保険料等の減免に関する特別措置規則及び新型コロナウイルス感染症による影響を受けた者に係る令和4年度分の国民健康保険料等の減免に関する特別措置規則の一部を改正する規則

(新型コロナウイルス感染症による影響を受けた者に係る令和3年度分の国民健康保険料等の減免に関する特別措置規則の一部改正)

第1条 新型コロナウイルス感染症による影響を受けた者に係る令和3年度分の国民健康保険料等の減免に関する特別措置規則(令和3年枚方市規則第34号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「令和5年3月31日」を「令和5年12月31日」に改める。

第3条第2項中「令和5年3月31日」を「令和5年9月30日」に改める。

(新型コロナウイルス感染症による影響を受けた者に係る令和4年度分の国民健康保険料等の減免に関する特別措置規則の一部改正)

第2条 新型コロナウイルス感染症による影響を受けた者に係る令和4年度分の国民健康保険料等の減免に関する特別措置規則(令和4年枚方市規則第25号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「令和5年3月31日」を「令和5年12月31日」に改める。

第3条第2項中「令和5年3月31日」を「令和5年9月30日」に改める。

附 則 [令和5年3月27日公布]

この規則は、令和5年4月1日から施行する。